

令和4年度新潟市における法令遵守の推進等に関する条例運用状況

	件数	概要	
不当要求行為	0件		
公益目的通報	1件	通報受理日	令和4年7月26日
		通報内容	パワハラと思われる事案が発生し、職員がハラスメント相談窓口に訴えたところ、所管課は改善措置を行ってはいるが、その措置では根本的な解決に至っていない。
		審査会市長報告日	令和5年2月9日
		審査会調査結果	所管課は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2に規定する、雇用管理上、事業主として講ずべきハラスメント防止対策として、厚生労働省指針等(以下「指針等」という。)にもとづく対応をしているかを確認した。 所管課は、指針等に沿って雇用管理上講ずべき措置を行っており、訴えた職員からも、改善されており、所管課の行った認定に異議はないとの意見があった。ただし、指針等に記載されている手続のうえで保管すべき記録等について、一部保管していないものがあった。
		審査会意見	関係者からの事情聴取及び関係書類の調査を行ったところ、所管課は、指針等に記載されている雇用管理上講ずべき措置を行っており、適切に対応していたことを確認した。 ただし、以下の点について改善の余地がある。 手続のうえで保管すべき記録等については、証拠としての必要性、事実関係の把握の重要性から、記録として残すべきである。
是正処置	1 相談員等の記録作成にあたる職員に対して、記録を残すよう求める。 2 事案に応じて、必要な証拠等の保管に努めることとしたい。		

公益目的通報：
(不受理) 1件